

審査基準

令和元年12月26日作成

法令名：質屋営業法
根拠条項：第2条第1項
処分の概要：質屋の許可
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法令の定め： 質屋営業法第3条第1項（許可の基準） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第2条、第3条（質屋の許可の申請） 第3条の2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）
審査基準： 質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標準処理期間：50日
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問い合わせ先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備考：